令和８年（フ）第８７９号
京都市上京区中立売通六軒町東入四番町122番地11　ベレーザ北野　301
債務者　高橋　優妃
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２８号
島根県松江市大正町487番地12　中村コーポ806号
債務者　入澤　　瞳
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３１号
島根県松江市菅田町119番地１　コーポM106号
債務者　栗田　守紀
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９８号
福島県須賀川市並木町62番地
債務者　岡本　　稔
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１３１６号
東京都八王子市館町556番地１コーポひがし105号
債務者　井上　礼美（旧姓磯貝）
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４７号
東京都三鷹市下連雀３―27―９ニューエミネンス三鷹４Ｆ　まんが喫茶ゲラゲラ三鷹店内、住民票上の住所東京都八王子市宮下町462番地さくら八王子ハウス208号
債務者　村井　秋夫
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３５４号
東京都八王子市北野町560番地11メゾン・ド・ノアバーム八王子405号
債務者　若松　拓哉
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４７号
富山市金屋5128番地　メゾングランデージ金屋106号
債務者　木村　謙一
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４８号
富山市安野屋町一丁目８番３―411号　信開ドムス松川
債務者　栗林　かずえ
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９２号
佐賀県西松浦郡有田町大木宿乙592番地
債務者　福田　浩則
1　決定年月日時　令和８年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１０１号
栃木県佐野市会沢町1357番地、前住所群馬県桐生市相生町２丁目848番地の２
債務者　諏訪　貴久
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第６７６号
神戸市中央区中町通４丁目２番６号　辻ビル２Ｆ、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目15番１号　ロイヤルコート山本通305
債務者　成田由香里
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１３号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番９―103号、破産申立時の住所兵庫県神戸市兵庫区浜崎通１番39号　インペリアルマンション505
債務者　福島　崇史
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３１号
神戸市兵庫区新開地３丁目１番17―812号
債務者　山本　　勝
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５１号
神戸市垂水区千代が丘２丁目１番55号
債務者　兼原志津子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７９５号
神戸市北区道場町塩田2856番地の１　市営住宅104号
債務者　藤岡　奈菜
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部